同志社大学大学院司法研究科

2016年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：なし

第一問

日本に常居所を有していた甲国人Xが死亡した。Xの相続の準拠法は何国法か。なお、甲国の国際私法は、「相続は被相続人の常居所地法による」としつつ、「当事者の常居所地法によるべき場合において、その国の法に従えば甲国法によるべきときは、甲国法による」としている。(期末試験総点80点中15点)

第二問

ともに常居所を日本に有する日本人男Xと甲国人女Yは、婚姻の方式についての甲国法の定めに従って、甲国の戸籍を所管する当局に婚姻届を提出し、受理された。その際、両者はともに日本に所在し、婚姻届を甲国の当局に国際郵便で送付した。両者の婚姻は、日本から見て、方式上有効か。(期末試験総点80点中20点)

第三問

日本人女Xと甲国人男Yは、長年、日本で一緒に暮らしている。XはYと婚姻することにし、Yに無断で自らの本籍地において婚姻届を提出し、受理された。Yは、Xとの間で社会通念上夫婦であると認められる関係を継続する意思は有していたが、婚姻の届出をする意思はなかった。両者の婚姻の成立に関し、Yの届出意思の欠缺は何国法の下で評価されることになるか。なお、甲国法の下では、婚姻の方式は、婚姻届ではなく、役所での儀式である。(期末試験総点80点中15点)

第四問

ともに日本に常居所を有する甲国人夫婦のXとYは、離婚に合意し、日本で離婚届を提出しようと考えている。甲国の民法A条1項は、協議離婚を認め、同条2項は、協議離婚の方式として同国の戸籍窓口への届出を定めているが、同条3項は、離婚届に先立って、同国の家庭裁判所において夫婦双方が離婚意思の確認を受けることを協議離婚の必須の要件としている。日本から見て有効な離婚をするためには、XとYは、甲国民法A条3項の定めに従う必要があるか。(期末試験総点80点中10点)

第五問

以下の独立した各問いに答えよ。

参考) 日本民法877条1項

(1) 甲国に常居所を有する乙国人Xは、その弟で日本に常居所を有する乙国人Yに対して扶養を請求する審判を日本で申立てた。XにはY以外に近親者はいない。YはXに対して扶養義務を負うか。なお、甲国法および乙国法の下では、YはXに対して扶養義務を負わない。(期末試験総点80点中10点)

(2) 甲国に常居所を有する乙国人Xは、その弟で日本に常居所を有する丙国人Yに対して扶養を請求する審判を日本で申立てた。XにはY以外に近親者はいない。YはXに対して扶養義務を負うか。なお、甲国法、乙国法、および丙国法の下ではYはXに対して扶養義務を負わない。(期末試験総点80点中10点)